

(案)

資料6

令和8年 月 日

弘前市長 櫻田 宏 様

弘前市廃棄物減量等推進審議会  
会長 樋口 智之

弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和7年5月28日付け弘環発第27号により諮問のあった標記事項について、当審議会では審議いたしましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1. 「弘前市一般廃棄物処理基本計画（案）」の内容は、今後の弘前市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の方向性を定めるものとして妥当である。
2. 計画の推進にあたっては、本答申にあたり取りまとめた、別紙の当審議会からの意見等を踏まえ、積極的な施策の展開を図られるよう要望する。

以上



# 答申にあたって

## 1. はじめに

弘前市では、平成 28 年 4 月に「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成 28 年から 37 年度、以下「本計画」）を策定し、ごみの減量化、資源化に係る各種取組を進め、目標の 1 つである「1 人 1 日当たりのごみ排出量」のうち、家庭系ごみについては、2 年前倒しで目標を達成するとともに、民間回収を含む実質リサイクル率については県の平均を上回るなど、着実な成果を挙げてきました。

一方で、事業系ごみを含めた「1 人 1 日当たりのごみ排出量」では、全国や県の平均値から乖離している状況にあり、全国共通の指標であるリサイクル率についても低迷していることから、さらに踏み込んだごみの減量化・資源化を進める効果的な取組が必要不可欠となっています。

また、国では、令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、資源の枯渇や廃棄物の増加を防ぐため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から、資源を効率的・循環的に有効利用する持続可能な循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行が政策の柱として位置づけられ、地方公共団体においても、徹底的な資源の有効活用や資源循環システムの構築が求められています。

このような状況のもと、弘前市廃棄物減量等推進審議会は、令和 7 年 5 月 28 日に、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間の計画期間とする本計画の策定について、弘前市長より諮問を受け、これまで計 4 回の会議を開催し、ごみの減量化・資源化及び生活排水の適正処理の推進にかかる基本的な方向性について審議してきました。

会議では、議論に必要な分析データや調査結果をもとに、循環型社会の形成に向けた具体的施策について活発な議論を行い、その結論を踏まえ、本答申としています。

弘前市においては、本答申の内容を踏まえ、積極的かつ効果的にごみの減量化・資源化に取り組まれることを期待します。

以下、個別の諮問事項についての考えを示します。

## 2. 個別の諮問事項について

### (1) 計画の策定における基本的な考え方について

本計画における「ごみ処理基本計画」については、前回計画において、家庭系ごみの目標値達成など一定の成果が認められる一方、リサイクル率

の向上や事業系ごみの減量化に向けた取組については、必ずしも十分に進展してきたとは言い難い状況にあります。

今後、更なるごみの減量化・資源化を推進するためには、市民・事業者がともにごみ排出の当事者であることを認識し、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を、それぞれの立場で主体的に実践していくことが不可欠です。

本計画においては、市民・事業者の取組を促進するにあたり、市民・事業者・行政の3者の協働を基本として、主体的な行動につながる施策を展開するとともに、わかりやすく適切な周知・啓発や環境教育等の一層の充実を図ることが重要です。併せて、リサイクルを促進するための新たな資源循環の仕組みの構築についても、検討することを要望します。

また、「生活排水処理基本計画」については、生活排水の適正処理が概ね良好に進捗していることから、前回計画の基本的な方向性を継承しつつ、適正処理にかかる広報・啓発活動の強化などを盛り込んだ計画とすることが必要です。

計画の推進にあたっては、数値目標を含めた目標を明確に設定し、その進捗状況について広く情報提供を行うことにより、市民及び事業者と課題認識及び目標を共有していくことを要望します。

なお、本計画における将来数値は現時点での推計に基づくものであることから、計画期間の中間年度において検証・見直しを行うとともに、計画策定の前提条件に大きな変動が生じた場合には、弾力的かつ適切に見直しを行うなど、計画の実効性の確保に努められるよう求めます。

## (2) 更なるごみの減量・資源化に向けた施策について

本計画に掲げる個別施策については、以下の項目を反映し、推進していくことを要望します。特に、当市の大きな課題となっている事業系ごみについては、より一層の対策が必要であると考えます。

### ① 4 R の推進

ごみの減量化・資源化を一層推進するため、従来の3 R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズ（発生回避）「ごみになるものを受け取らない・作らない行動」を加えた「4 R」を推進することは、過剰包装の回避や使い捨て製品の利用抑制といった具体的な行動につながり、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進にも資するものと考えます。

4 R の推進にあたっては、市民や事業者に対し、3 R と 4 R の違いについてわかりやすく周知するとともに、具体的な行動に繋げるための効果的な施策を検討していくことが必要です。

## ②プラスチック資源を加えたリサイクルの推進

令和8年度から開始されるプラスチック資源の分別収集にあたっては、プラスチック資源のリサイクルに対する市民への理解を深め、市民が適正にプラスチック資源を分別するよう周知啓発を積極的に実施していくことが必要です。

また、古紙回収、衣類、使用済小型家電等のリサイクルについても、更なる活用を促進していくため、継続的な周知啓発を求めます。

## ③環境教育や情報発信の充実

本計画の策定にあたり、市民・事業者を対象に実施したアンケート調査では、分別意識やマナーの向上を求める声が多く寄せられました。これを踏まえ、市民・事業者に対する環境教育や情報発信の充実を図ることが必要です。

ごみ処理に係るコスト、環境への影響や分別の意義などについて、市民・事業者の理解を深めるための施策を展開するとともに、情報発信にあたっては、広報誌等の紙媒体に加え、SNSやごみ収集アプリによる発信、公共施設等への掲示など、様々な媒体を活用し、幅広く市民・事業者の目に触れるよう配慮することを求めます。

## ④環境美化活動等に関する表彰制度の検討

環境美化活動等に関する表彰制度は、日常のごみ拾い等に取り組む市民・事業者の意欲向上を図るとともに、主体的な環境美化活動の一層の推進に資するものと考えます。

また、表彰事例を積極的に情報発信することにより、優良な取組の普及・波及効果が期待されることから、当該制度の構築については、早期の実現に向けて具体的な検討を進めることを要望します。

## ⑤新たな資源循環の仕組みの構築についての検討

地域脱炭素の推進につながる新たな資源循環の仕組みとして、「生ごみ等（バイオマス）の収集・活用」、「紙おむつのリサイクル」、「大型ごみのリユースサービス」、「枝葉の活用（堆肥等への資源化）」などの検討が有効であると考えます。家庭系ごみだけでなく事業系ごみの減量化・資源化につながる仕組みの構築を検討するとともに、費用対効果や財政負担を十分に考慮した調査を行った上で、計画的に検討を進めることを要望します。

### (3) その他重点的に取り組むべき事項について

生活排水の適正処理は、概ね良好に進捗しているものの、水環境の保全を一層推進するためには、生活雑排水の未処理放流を可能な限り減少させていく必要があります。

家庭等から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることについて、市民への理解を一層深めるため、対策の必要性や重要性に関する周知・啓発を強化していくことを求めます。

また、公共下水道事業計画区域内及び農業集落排水施設整備区域内においては、未接続世帯の接続促進を図るとともに、同区域外においては、合併処理浄化槽への転換に係る補助金制度の活用促進に向けた周知・啓発の強化を要望します。

弘環発第27号  
令和7年5月28日

弘前市廃棄物減量等推進審議会  
会長 樋口智之様

弘前市長 櫻田 宏



弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号）第21条第1項第1号に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（担当）

市民生活部 環境課 ゼロカーボンシティ  
推進係 清藤、齋藤

電話 0172-32-1969（直通）

FAX 0172-37-7271

## 諮問の趣旨

近年、地球温暖化が要因とみられる気候変動により、世界各地で自然災害が頻発・激甚化し、国内においても、猛暑や集中豪雨等による甚大な被害が発生しています。これまでの大量消費・大量生産・大量廃棄型の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

国際社会ではSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて生命や環境を守る取組が進められ、国においては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」など、持続可能な循環型社会の形成に向けた法整備が加速しています。

これまで市では、【みんなで創る持続可能な「循環のまち弘前」】を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量、資源化に係る様々な取組を実施してきました。その結果、目標の一つである「一人一日当たりのごみ排出量」のうち、家庭系ごみについては目標を達成する見込みであり、改善が図られましたが、全国及び青森県平均と比較すると依然として多い状況であり、全国共通の指標であるリサイクル率についても低迷が続いています。

こうした中、市は豊かな自然環境を守り、市民が安全に安心して暮らせるまちを次世代に引き継いでいくため、「ゼロカーボンシティひろさき」を宣言し、2050年までの二酸化炭素実質排出量ゼロの実現を目指し、脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを強力に推進していくことを表明しました。

ごみの減量と資源化の取組は、温室効果ガスの排出を抑制し、限られた資源の有効利用に繋がることから、ごみの排出量の現状を踏まえた上で、私たち一人ひとりが問題に真剣に向き合い、市民・事業者・行政の協働により、更なるごみ減量と資源化を加速させ、環境負荷の少ない循環型社会を実現することが重要です。

また、生活排水処理については、生活排水処理率が着実に向上しており、引き続き、全市域において水洗化を進めるとともに生活雑排水の未処理放流を減少させるため、地域レベルで取り組んでいくことが必要です。

このようなことから、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会の形成による地域脱炭素の実現と環境保全の取組を推進するものであります。つきましては、計画の策定にあたって、市民・事業者・行政が一体となり、重点的に取り組むべき施策のあり方などについて、専門的な視点に加え、生活者の視点を踏まえた議論をいただきたく、貴審議会に審議をお願いするものです。

## 諮問事項

- (1) 計画の策定における基本的な考え方について
- (2) 更なるごみの減量・資源化に向けた施策について
- (3) その他重点的に取り組むべき事項について